

令和 6 年度

# 定期監査結果報告

守口市監査委員

# 目 次

|   |                  |    |
|---|------------------|----|
| 1 | 監査の概要 .....      | 1  |
| 2 | 監査の結果            |    |
|   | 総括 .....         | 2  |
|   | 個別事項             |    |
|   | 〔前期〕             |    |
|   | 水道局              |    |
|   | 経営総務課 .....      | 3  |
|   | 施設課（経営総務課） ..... | 4  |
|   | 工務課（経営総務課） ..... | 4  |
|   | 〔後期〕             |    |
|   | 環境下水道部           |    |
|   | 環境対策課 .....      | 8  |
|   | 廃棄物対策課 .....     | 9  |
|   | 下水道課 .....       | 11 |

## 1 監査の概要

### (1) 監査の種類

財務監査

### (2) 監査の実施期間

〔前期〕

令和6年9月から同年11月

〔後期〕

令和6年12月から令和7年3月

### (3) 監査の対象期間

〔前期・後期〕

令和6年1月から同年7月

### (4) 監査の対象部局

〔前期〕

水道局…経営総務課、施設課、工務課

〔後期〕

環境下水道部…環境対策課、廃棄物対策課、下水道課

### (5) 監査の実施方法

〔前期・後期〕

守口市監査基準に基づき、各業務のリスクを考慮しながら、収支関係書類（調定決議書、支出負担行為伺書、起案文書、契約書等）の提出を求め、合規性や効率性等に着目しつつ、総合的な適否を判断の上、監査を実施した。

## 2 監査の結果

今回の監査において、次のとおり改善すべき事項が認められたので、措置を講じられたい。

なお、順序としては、まず前期・後期を通じての総括を、次に前期・後期に係る個別事項を、それぞれ記述した。

### <総括>

本監査は、令和6年度から4年計画で実施する定期監査の初年度分に当たるものであるが、本市における監査基準については、既に公表しているとおりである。

今回の傾向について述べるに当たっての前提条件として、監査基準に沿って行った本監査が、問題が深刻化するおそれに重点を置いたリスクアプローチの概念を取り入れたものであることは、従前からのとおりである。よって、記述内容も必然的に、契約上の疑義を招くような契約関連業務における指摘が中心となっており、本結果中では、低リスクと認められる軽微な事務手続上の誤りまで網羅しているものではない。

今回の定期監査においては、過去から指摘してきた人為的ミスに起因する契約事務手続上の誤りや契約相手先から提出される書類の確認不足等に加え、4年前に実施した監査対象部局に対する前回の定期監査において指摘した事項が適正に措置されていなかった事案や、契約相手先が履行保証保険に加入する際の保険期間や保険金額が誤っていた事案等が見受けられた。

以前から繰り返し言及している事項ではあるが、指摘を受けた時点でマニュアルやチェックリストを随時更新して確実な事務引継ぎを行うことにより内部統制を機能させ、同じ若しくは類似の誤りを繰り返さないように各担当者はもちろん、とりわけ所属長においても当事者意識をもって率先して事務改善に取り組んでもらいたい。

また、履行保証保険における誤りについては、適正な保証を受けられないことにより市に損害を与える事態に直結するものである。そのようなリスクの発現を未然に防止できる体制を整え、より慎重で確実な事務の執行に努められたい。

今までの事務のやり方では同じような初歩的な誤りが散見してしまっている現状に鑑み、改めて「なぜ誤りが発生したのか」、「なぜチェック機能が働かなかったのか」について所属内で原因の追究及び分析を行い、具体的かつ恒久的なリスク対応策を取られるよう強く望むものである。

監査委員としても、是正や改善が必要な事項がどのように措置されているかについてフォローアップを行う等、更なる監査の機能向上を図っていく所存である。

## ＜前期個別事項＞

### （水道局）

#### 経営総務課

- 1 下水道使用料徴収等に係る費用の負担において、費用の請求文書に公印を押印して通知しているが、公印を使用した時に起案等を押印することとなっている公印使用印が押印されていないものがあった。
- 2 連続帳票圧着機等保守業務委託において、業務委託契約書第2条において「契約金額の内訳は、別紙のとおりとする。」と規定しているが、別紙が添付されていなかった。
- 3 庁舎3階空調室内機・1階空調室外機修理において、業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため、代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。
- 4 職員定期健康診断において、契約伺書に予定価格書が添付されていなかった。
- 5 エレベーター保守点検業務委託（庁舎・高度浄水処理棟）において、次の事項が見受けられた。
  - （1）契約期間中については、契約先から「業務一部完了届」が提出されることとなるが、実施期間の始期に誤りがあった。
  - （2）業務委託契約書において、仕様書には訪問点検の場所が2箇所記載されているが、本契約書では1箇所記載が欠落していた。
- 6 緊急地震速報受信機保守委託において、契約書第7条第2項において、「発注者は、前項の規定による受注者からの請求を受理し契約開始月の末日までに1年分を受注者に前払いしなければならない。」と規定されているが、令和6年分については契約開始月の末日を超過して支払われていた。
- 7 守口市水道料金徴収等及び給水装置管理等業務委託において、守口市契約規則（以下「契約規則」という。）第21条第1号の規定により契約保証金を免除する場合、契約締結日と履行開始日が異なる場合は、契約締結日から契約期間満了日までを保証期間とした履行保証保険契約を締結する必要がある

が、履行期間のみを保証期間とする履行保証保険契約が締結されていた。

#### **施設課（経営総務課）**

- 1 守口市水道局庭窪浄水場看板制作及び設置業務委託において、契約書に規定された受注者による「個人情報への取扱いに係る作業責任者の報告」、「業務従事者の管理体制及び実施体制の報告」が履行されていなかった。【経営総務課所管分】
- 2 配水池等清掃委託において、契約伺書に記載の随意契約の適用条項に誤りがあった。【経営総務課所管分】
- 3 追加塩素注入設備設置工事において、起案文書に見積依頼書が添付されていなかった。【施設課所管分】
- 4 守口市浄水場施設等運転管理他業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - （１）契約規則第21条第１号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日を過ぎて履行保証保険契約が締結されていた。【経営総務課所管分】
  - （２）契約業者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を徴しているが、様式上必要とされている代表者の生年月日が記載されていなかった。【経営総務課所管分】
- 5 沈澱池清掃業務委託において、契約保証金の納付を免除するに当たり、契約規則第21条第３号を適用しているが、その根拠として添付された契約業者の過去の契約書の写しの内１部が、同号にいう「過去２年間」のものではなかった。【経営総務課所管分】

#### **工務課（経営総務課）**

- 1 道路舗装本復旧工事（単価契約）において、次の事項が見受けられた。

- (1) 契約書頭書において、適用除外条項ではない項目が適用除外条項として記載されていた。【経営総務課所管分】
  - (2) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事であるため、契約書において分別解体の方法等を別添書面に記載するとし、別添書面が添付されていたが、引用する契約書の項目が誤って記載されていた。【経営総務課所管分】
- 2 第1浄水場石綿含有建材スクリーニング調査及び定性分析業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 検査調書に誤った業務実施期間が記載されていた。【工務課所管分】
  - (2) 指名競争入札を行っているが、契約実施起案と契約伺書で異なる適用条項が記載されていた。【工務課所管分】
- 3 配水管布設工事の工事監督等に係る技術支援業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 起案文書に見積依頼書が添付されていなかった。【工務課所管分】
  - (2) 契約先から業務実施期間の終期よりも前に業務完了届が提出され、同日で検査調書が作成されていた。【工務課所管分】
- 4 配水場化基本計画策定に係る技術支援業務委託において、次の事項が見受けられた。
- (1) 起案文書に見積依頼書が添付されていなかった。【工務課所管分】
  - (2) 契約実施起案に記載されている契約期間と異なる期間で契約が締結されていた。【経営総務課所管分】
  - (3) 契約規則第17条第1項第4号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「契約保証金」が、契約書中に含まれていなかった。【経営総務課所管分】
- 5 令和5年度配水池1号及びポンプ施設更新工事等詳細設計に係る技術支援業務委託において、次の事項が見受けられた。

- (1) 起案文書に見積依頼書が添付されていなかった。【工務課所管分】
  - (2) 契約規則第21条第7号の規定により契約保証金を免除する場合は、契約保証金免除理由書を添付することとされているが、添付されていなかった。【経営総務課所管分】
  - (3) 契約規則第17条第1項第4号に基づき契約書に記載しなければならない事項である「契約保証金」が、契約書中に含まれていなかった。【経営総務課所管分】
- 6 非常用送水管新設工事において、次の事項が見受けられた。
- (1) 契約締結後、契約業者は建設業退職金共済掛金を納付し、「建退共掛金収納書届」を提出することとされている。契約当初は対象者の人数等が把握できていないため、確認後速やかに提出するとされていたが、提出されていなかった。【経営総務課所管分】
  - (2) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事であるため、契約書において分別解体の方法等を別添書面に記載するとし、別添書面が添付されていたが、引用する契約書の項目が誤って記載されていた。【経営総務課所管分】
- 7 設計積算CAD システムバージョンアップ及びハードウェア（更新）において、次の事項が見受けられた。
- (1) 設計書の記載内容に一部誤りがあった。【工務課所管分】
  - (2) 随意契約を行っているが、契約何書と特命理由書で異なる適用条項が記載されていた。【経営総務課所管分】
  - (3) 契約規則第21条第7号の規定により契約保証金を免除する場合は、契約保証金免除理由書を添付することとされているが、添付されていなかった。【経営総務課所管分】
  - (4) 契約書に長期継続契約であることを追記するため覚書が締結されていたが、覚書を交わすための意思決定（起案）が行われていなかった。【経営総務課所管分】

8 水道修繕等業務委託及び水道修繕等業務委託に係る別途支払い費用（公的消火栓材料費含む）において、次の事項が見受けられた。

（１）水道修繕等業務委託の仕様書では、修繕業務の連絡方法は「修繕工事施工票」により行くと記載されていたが、修繕等業務委託に係る別途支払い費用（公的消火栓材料費含む）の仕様書では「水道給配水管工事指示書」により行うものと記載されていた。【工務課所管分】

（２）水道修繕等業務委託の仕様書において、「契約不適合責任」と記載するべきところ、民法改正前の「瑕疵担保」と記載されていた。【工務課所管分】

（３）見積依頼書に通知日及び質問締切日が記載されていなかった。【工務課所管分】

（４）見積書とともに、見積書記載金額の基となった内訳書を提出することとされているが、内訳書が添付されていなかった。【経営総務課所管分】

（５）修繕等業務委託に係る別途支払い費用（公的消火栓材料費含む）において、契約業者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を徴しているが、様式上必要とされている代表者の生年月日が記載されていなかった。【経営総務課所管分】

9 守口市給配水管工事において、次の事項が見受けられた。

（１）見積依頼書に記載されている見積書提出日と異なる日付で予定価格書が作成されていた。【経営総務課所管分】

（２）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事であるため、契約書において分別解体の方法等を別添書面に記載するとし、別添書面が添付されていたが、引用する契約書の項目が誤って記載されていた。【経営総務課所管分】

## ＜後期個別事項＞

### （環境下水道部）

#### 環境対策課

- 1 会計管理者からつり銭用資金の交付を受けているが、交付を受けている金額より多い金額のつり銭が保管されていた。
- 2 飼い犬登録事務及び犬鑑札の交付・再交付・交換等の手数料徴収事務において、犬の登録や鑑札の再交付の申請があった場合、手数料を徴収し、領収書に領収印を押印して申請者に交付している。しかし、手数料が発生しない鑑札の交換申請があった場合にも、金額0円の領収書に領収印を押印して申請者に交付していた。
- 3 飼い犬登録事務委託及び狂犬病予防注射済票交付事務委託において、次の事項が見受けられた。
  - （1）契約締結前に受注者から契約内容に対する承諾書を徴収しているが、承諾日が業務の実施起案の決裁日より前の日付となっていた。
  - （2）受注者から契約内容に対する承諾書を徴収すべきところ、受注者が運営している病院から承諾書を徴収しているものがあった。
  - （3）契約書に規定された受注者による「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」、「業務従事者の管理体制及び実施体制の報告」が履行されていなかった。
  - （4）狂犬病予防法第4条第1項により、「犬の所有者は、その犬の所在地を管轄する市町村長に犬の登録を申請しなければならない」と規定されているが、犬登録申請書に申請先が記載されていないものが散見された。
  - （5）公金の徴収事務を委託するため委託内容や使用する領収印等を告示しているが、告示していた領収印と異なる印を使用して手数料を徴収している病院があった。
  - （6）契約先から四半期ごとに「犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料収納報告書」が提出されているが、その様式が適切なものでなかった。

- 4 隔月刊誌「生活と環境」年間購読において、随意契約により業者を決定しているが、契約締結起案に契約方法や適用条項が記載されていなかった。
- 5 衛生害虫等の駆除業務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 予定価格書に別紙を添付する際は、ホッチキス留めした上で予定価格書作成者の割印を押印することとなっているが、割印が押印されていなかった。
  - (2) 契約書に規定された受注者による「業務責任者の通知」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」、「業務従事者の管理体制及び実施体制の報告」が履行されていなかった。
  - (3) 作業終了後、受注者は「衛生害虫等の駆除業務完了報告書」に依頼者の施行済み確認の署名捺印をもらい、必要事項を記入して提出することとされているが、捺印のないものが散見された。
  - (4) 業者から提出された業務完了届に、誤った実施期間の終期が記載されているものがあつた。
- 6 守口市猫不妊・去勢手術費補助金の交付において、補助対象者であることを確認するため、住民登録及び市税滞納状況を各所管課に照会しているが、照会するための意思決定が行われていなかった。

## **廃棄物対策課**

- 1 家電リサイクル法対象4品目の収集運搬手数料において、守口市予算決算及び会計規則第39条において、「歳入徴収者は、納入義務者が納入すべき金額を納期限までに納入しないときは、納期限後30日以内に督促状により督促をしなければならない。」と定められているが、規定どおりに督促されていなかった。
- 2 粗大ごみ処理手数料収納事務委託において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 要綱第7条第1項において、「事後納付方式の受託者は、月単位で処理券の取扱実績を取りまとめ、原則として当該月の翌月15日までに「守口市

粗大ごみ処理券収納事務実績報告書」を市長に提出しなければならない。」と規定されているが、要綱に規定されている提出期限よりも遅れて提出されているものがあつた。

- (2) 要綱第8条第5項において、「納付期限は、「納入通知書」の送付日の翌日から起算して20日までとする。」と規定されているが、要綱に規定されている納付期限よりも長く設定されているものがあつた。また、令和2年度の定期監査においても同様の指摘を行ったが、是正されていなかった。

### 3 再生資源集団回収奨励金において、次の事項が見受けられた。

- (1) 集団回収奨励金交付申請書の提出期限が実施期間の終期よりも前の日付となっていた。また、申請書の提出日及び収受日は提出期限より後の日付となっていた。
- (2) 団体の登録内容に変更が生じた場合に提出しなければならない書類において、要綱第4条に規定された様式の名称は「守口市再生資源集団回収実施団体登録変更届」であるが、「守口市再生資源集団回収登録団体申請事項変更届」となっていた。
- (3) 奨励金交付申請書に添付しなければならない書類において、要綱第7条第2項第1号に規定された様式の名称は「再生資源集団回収事業実施内訳明細書」であるが、「集団回収実施内訳明細書」となっていた。

### 4 処理困難物（スプレー缶）処理業務委託において、契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日を過ぎて履行保証保険契約が締結されていた。

### 5 粗大ごみ等受付業務委託において、契約業者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」を徴しているが、様式上必要とされている代表者の生年月日が記載されていなかった。

### 6 小型家電処理業務委託において、契約締結時に提出することとされている自動車損害賠償責任保険証明書の写しが提出されていなかった。

### 7 粗大ごみ等収集業務委託（4）において、次の事項が見受けられた。

- (1) 守口市長期継続契約に関する条例の事務取扱基準に基づき契約書に記載しなければならない事項である「当該契約の歳出予算において減額又は削除があった場合、本契約の変更又は解除により生じた損害の賠償を請求することができない」が、契約内容に含まれていなかった。
- (2) 履行保証保険証券に記載の保険金額に誤りがあった。

## **下水道課**

- 1 農地転用による下水道事業受益者負担金徴収猶予の解除において、下水道事業受益者負担金徴収猶予解除通知書に市長印を押印していることから、起案用紙に公印使用印を押印することとなるが、公印使用印が押印されていなかった。
- 2 水路樹木伐採業務委託（守口市南寺方東通6丁目27番先）において、予定価格が50万円を超える（55万円）にもかかわらず、随意契約が行われていた。
- 3 大枝ポンプ場ほか運転操作等業務委託において、設計書の記載内容に一部誤りがあった。
- 4 気象情報提供業務委託において、契約規則第21条第1号の規定により契約保証金を免除しており、その場合には、本契約締結日までに履行保証保険契約を締結することとされているが、本契約締結日を過ぎて締結されていた。また、契約締結日と履行開始日が異なる場合は、契約締結日から契約期間満了日までを保証期間とした履行保証保険契約を締結する必要があるが、履行期間のみを保証期間とする履行保証保険契約が締結されていた。
- 5 車検及び定期点検（12ヶ月点検・6ヶ月点検）業務において、予定価格が50万円以下の随意契約の場合、予定価格書は原則作成しないものの、予定価格に関する事項を契約締結起案に記載しなければならないが、予定価格が記載されていなかった。
- 6 車検時一般整備業務において、次の事項が見受けられた。
  - (1) 車両の追加整備の依頼について起案されていたが、契約締結起案に記載

すべき契約方法や適用条項、契約保証金等の必要項目が記載されていなかった。

- (2) 業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため、代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。

7 降雨情報受信用インターネット接続料契約において、次の事項が見受けられた。

- (1) 業者から徴する見積書には、契約締結権者を明らかにするため、代表者の署名又は記名が必要とされているが、代表者名が記載されていない見積書が提出されていた。

- (2) 契約書に、契約規則第17条第1項第4号に規定された「契約保証金」の項目が記載されていなかった。

- (3) 月額利用料金について、契約書に「別紙に指定する金融機関口座へ振り込むものとする」と規定されているが、別紙に金融機関が記載されていなかった。

8 下水道施設維持補修工事において、契約業者のうち2者については、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したため、契約保証金が免除されていた。しかし、その内1者の履行保証保険金額に誤りがあった。

9 公共下水道管渠浚渫等業務委託において、業務完了後、作業報告書の提出より前に業務完了届が提出され、同日で認定されていた。

10 し渣収集運搬等業務委託において、契約書に「受注者は、契約締結後7日以内に業務実施計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない」と規定されているが、期間内に提出されていなかった。